

工事契約事務処理要領

(平成20年3月31日制定・要領第41号)

最終改正 平成30年11月19日

契約事務処理要領(平成18年要領第148号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条~第5条)

第2章 競争契約の手續(第6条~第22条)

第1節 競争契約の方法(第6条~第7条)

第2節 一般競争入札方式及び条件付一般競争入札方式(第8条~第12条)

第3節 指名競争入札方式(第13条~第14条)

第4節 入札手續事務(第15条~第22条)

第3章 随意契約の手續(第23条~第30条)

第1節 随意契約の方法(第23条~第25条)

第2節 見積りの手續事務(第26条~第30条)

第4章 契約の締結(第31条~第34条)

第5章 契約の履行(第34条の2~第44条)

第6章 契約の変更等(第45条~第49条)

第1節 契約の変更(第45条~第48条)

第2節 契約の解除(第49条)

第7章 雑則等(第50条~第56条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、西日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)が締結する工事の契約に関する事務手續の細目並びに当該手續において使用する契約書その他の書式類を定め、もって契約事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領及びその他契約に係る要領等において、次に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- 一 契約規程 西日本高速道路株式会社契約規程（平成17年規程第13号）をいう。
- 二 契約細則 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）をいう。
- 三 特例細則 西日本高速道路株式会社物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める細則（平成17年細則第16号）をいう。
- 四 契約責任者 契約規程第5条第1項第1号に規定する契約責任者をいう。
- 五 検査責任者 契約規程第5条第1項第2号に規定する検査責任者をいう。
- 六 支社等 西日本高速道路株式会社組織規程（平成17年規程第9号。以下「組織規程」という。）第15条に規定する支社及び東京事務所をいう。
- 七 事務所 組織規程第22条に規定する事務所をいう。
- 八 高速道路等 高速道路会社法（平成16年法律第99号）第2条に規定する道路及び高速道路、高速道路関連施設並びに有料道路自動車駐車場をいう。
- 九 工事 土木工事等、施設工事及び維持修繕作業をいう。
- 十 土木工事等 土木工事、舗装工事、橋梁工事、塗装工事、造園工事、遮音壁工事、標識設置工事その他これらに類する工事をいう。
- 十一 施設工事 建築工事、電気工事、通信工事その他これらに類する工事をいう。
- 十二 維持修繕作業 道路（路面、法面及び構造物）及び道路付属物等の清掃作業、植栽作業、雪氷対策作業、交通事故復旧作業その他これらに類する作業及び維持修繕工事をいう。
- 十三 維持修繕工事 路面、法面、構造物及び道路付属物等の部分的な補修、取替又は追加工事をいう。
- 十四 工事等 工事及び調査等をいう。
- 十五 特定役務 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。）附属書 日本国の付表4に定めるサービスをいう。
- 十六 政府調達協定基準額 政府調達協定の適用を受ける調達契約の規模を区分ごとに定めた基準額をいう。この要領が取り扱う工事の調達契約においては1,500万SDR（国際通貨基金（IMF）の特別引出権）であり、その日本国通貨換算額は特例細則第3条第1項第2号に定めるところによる。
- 十七 休日 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。

（契約関係情報の公表等）

第3条 契約細則第4条に規定する入札及び契約の過程並びに契約内容に係る情報の公表については、別に定める。

2 同条に規定する契約関係情報の管理については、別に定める。

(入札監視委員会)

第4条 契約細則第5条に規定する入札監視委員会の設置及び運営については、別に定めるところによる。

(競争参加資格等)

第5条 契約細則第7条に規定する競争参加資格の審査の申請手続きについては、別に定める。

2 契約細則第8条に規定する有資格者の違反行為に対する措置については、別に定める。

3 前項の有資格者に対する措置について、措置を受けた者からの説明請求又は苦情の申立てがあった場合には、別に定めるところにより対応するものとする。

第2章 競争契約の手続

第1節 競争契約の方法

(競争契約の方法)

第6条 契約責任者は、契約細則第9条の規定に基づき、工事について競争による契約を締結しようとするときは、次の契約手続によるものとする。

一 一般競争入札方式

1 件あたりの公告時点の概算金額(税込)が政府調達協定基準額以上の工事又は1件あたりの公告時点の概算金額(税込)が政府調達協定基準額の境目で判断がつかない工事

二 条件付一般競争入札方式

1 件あたりの公告時点の概算金額(税込)が政府調達協定基準額未満の工事

2 前項第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が必要があると認める場合に限り、指名競争入札方式によることができるものとする。

イ 施工時期の制約により、条件付一般競争入札方式に付する時間的余裕がないとき。

ロ その他指名競争入札に付することが有利と認められるとき。

3 第1項の競争契約の方法は、第15条の規定により設定される契約制限価格に対応する競争契約の方法と整合しなければならない。なお、第1項の規定による競争契約の方法が、契約制限価格に対応した競争契約の方法と異なる恐れがある場合については、募集するランクの幅を広げるか発注規模確定時点価格を設定することができる。

(他の要領への委任)

第7条 土木工事等及び施設工事における一般競争入札方式及び条件付一般競争入札方式の手続及び書式等は、第8条から第12条までの規定によるほか、別に定めるところによる。

2 維持修繕作業における条件付一般競争入札方式の手続及び書式等は、第8条から第1

2条までの規定によるほか、別に定めるところによる。

- 3 一般競争入札方式又は条件付一般競争入札方式の対象工事であって、会社が請負工事を構成する工事材料等の調達契約を締結し、その内容を請負工事の契約条件とする場合の手続は、この要領の規定によるほか、別に定めるところによる。
- 4 小規模な維持修繕工事の入札手続きは、この要領の規定によるほか、別に定めるところによる。

第2節 一般競争入札方式及び条件付一般競争入札方式

(入札公告)

第8条 契約責任者は、第6条第1項第1号により一般競争入札に付する場合は、契約細則第13条の入札公告(別に定める標準例による)を官報、社屋内掲示及びホームページに掲載して、競争参加者を募るものとする。

2 契約責任者は、第6条第1項第2号により条件付一般競争入札に付する場合は、契約細則第13条の入札公告を社屋内掲示及びホームページに掲載して、競争参加者を募るものとする。

3 契約責任者は、前2項の公告後速やかに、契約書の用紙、入札者に対する指示書(標準例1)及びその他契約細則第16条に規定する必要書類の交付を開始するものとする。

(競争参加資格確認申請書の提出)

第9条 契約責任者は、一般競争入札及び条件付一般競争入札(以下「一般競争入札等」という。)に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加を希望する者に競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を添付した競争参加資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」といい、確認資料とあわせて「申請書等」という。)の提出を求めるものとする。この場合に、参加を希望する者が共同企業体を構成するときは、共同企業体協定書の案(以下「協定書案」という。)を作成させ、申請書等に添付させるものとする。

2 申請書等の提出期間は、原則として入札公告の日の翌日から10日間とする。

(確認資料のヒアリング及び作成説明会)

第10条 契約責任者は、対象工事が総合評価方式である場合には、必要に応じ提出された確認資料のヒアリングを実施することができる。

2 契約責任者は、特に必要があると認める場合を除き、確認資料の作成説明会は実施しないものとする。

(競争参加資格の確認)

第11条 契約責任者は、一般競争入札に付する場合は、申請書等の提出者について、契約細則第7条及び第10条に基づき定めた競争参加資格の有無を確認し、その結果を競争参

加資格確認結果通知書（様式２）により、開札までに提出者あて通知するものとする。

- 2 契約責任者は、条件付一般競争入札に付する場合は、申請書等の提出者について、確認資料の記載事項及び契約細則第7条に基づき定めた競争参加資格の有無並びに契約細則第10条の2に基づき定めた競争参加条件の有無を確認し、その結果を競争参加資格確認結果通知書により、開札までに提出者あて通知するものとする。
- 3 競争参加資格がないと認められた者に対しては、前項の競争参加資格確認結果通知書において、その理由を付するものとする。
- 4 競争参加資格がないと認められた者は、別に定めるところにより、契約責任者に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができるものとする。
- 5 契約責任者は、前項に基づき競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められた場合は、別に定めるところにより、当該説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

第12条 削除

第3節 指名競争入札方式

（指名基準）

第13条 工事における指名競争入札に参加させる者を指名する基準（以下本条において「標準指名基準」という。）は次のとおりとし、契約責任者は、標準指名基準に基づき適正な者を選択して指名しなければならない。

- 一 不誠実な行為の有無
- 二 審査基準日以降における経営状況
- 三 審査基準日以降における履行成績
- 四 当該工事に対する地理的条件
- 五 手持ち工事の状況
- 六 当該工事における技術的適性
- 七 審査基準日以降における安全管理の状況
- 八 審査基準日以降における労働福祉の状況

- 2 前項各号について、契約責任者が指名を行うにあたって留意すべき事項は、別表のとおりとする。
- 3 工事における第1項の審査基準日は、第2号、第7号及び第8号にあっては、別に定めるところの工事に係る競争参加資格審査の客観的事項の審査基準日とし、第3号にあっては、別に定めるところの工事に係る競争参加資格審査の主観的事項の審査基準日とする。
- 4 契約責任者は、必要があるときは、第1項各号に掲げる事項のほか、他の事項についても定めることができる。

(指名通知)

第14条 契約細則第33条の規定に基づく指名通知は、入札指名通知書(様式3)により行うものとする。この場合、契約細則第16条に規定し、同第34条において準用する契約書の用紙、入札者に対する指示書及びその他必要書類を添付するものとする。

2 共同企業体に対する指名通知は、前項に掲げるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 指名通知は、各構成員の代表者又はその代理人それぞれに対して行うこと。

二 入札指名通知書には、次の事項を明記すること。

イ 共同企業体の名称

ロ 入札にあたっては、連帯責任による工事等の施工を希望した全ての構成員が連名で入札に参加しなければならないこと。

三 入札に必要な資料の配布は、共同企業体を1単位として取り扱うこと。

第4節 入札手続事務

(契約制限価格書)

第15条 契約細則第18条に規定し、同第34条において準用する契約制限価格書(様式4)の作成は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 当該契約の履行に係る業務を担当する本部、部、課又は工事区(以下「業務担当部署」という。)のうち設計書の作成に携わる者が、入札書提出期限までに契約責任者に設計書を持参し、当該設計書に基づき、契約責任者が契約制限価格書を作成のうえ記名押印し、封印するものとする。

二 前号で作成された契約制限価格書については、契約の事務を担当する課(以下「契約担当部署」という。)の長が、他に漏れないように施錠ができる保管場所で厳重に保管するものとする。

三 第一号の手続きを経た後、設計書に誤りが確認された場合、別に定める要領に基づき、手続きを行うものとする。

(見積期間)

第16条 競争参加者に契約申込みのための見積をさせる期間については、原則として建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項に規定する期間とする。なお、当該期間については、休日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除いた期間とする。

2 競争参加資格確認結果通知、入札指名通知、現場説明会及び入札の日については、前項の期間に算入しない。

(入札の辞退)

第17条 契約責任者は、入札を辞退しようとする者がある場合は、入札辞退書(標準例1様式第4号)を提出させなければならない。再度入札を辞退しようとする者がある場合も同様とする。

2 前項の場合において、一般競争入札方式及び条件付一般競争入札方式によるときは、入札辞退書に理由を付すことを求めるものとする。ただし、再度入札の場合を除く。

(誓約書の徴取)

第18条 契約責任者は、入札又は見積に参加しようとする者が、第5条に規定する競争参加資格の審査の申請手続きにおいて不正行為等防止約款に同意している場合は、誓約書の徴取を要しない。

(郵便等による入札)

第18条の2 入札書の提出は持参によるほか、郵便(書留郵便に限る)又は民間事業者による信

書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によるものとする。

(単価表又は内訳書の提出)

第19条 別に定めるところにより、契約責任者は、契約制限価格が250万円を超え、競争入札に付する全ての工事について、全ての入札参加者から入札時に入札金額に対応する単価表又は工事費内訳書(標準例1様式第3号)(以下「単価表等」という。)の提出を求め、単価表等の不備及び内容を確認しなければならない。

2 前項により単価表等の提出を求める場合は、一般競争入札方式及び条件付一般競争入札方式については入札公告に、指名競争入札方式については入札指名通知書に記載しなければならない。

(開札日)

第19条の2 開札は、入札書提出期限の翌日(翌日が休日の場合は、次の営業日)に行うものとする。

(入札執行者)

第20条 本社における入札又は見積り(以下「入札等」という。)の執行者(以下「入札等執行者」という。)は、原則として契約審査課長とし、契約審査課長が必要と認めた場合には、契約審査課の課長代理が入札等を執行することができる。ただし、組織規程第10条の規定により、財務部の所掌から除かれている契約の入札等執行者は、当該契約を担

当する課長とする。

- 2 支社における入札等執行者は、原則として経理課長とし、経理課長が必要と認めた場合には、経理課の課長代理が入札等を執行することができる。また、東京事務所における入札等執行者は、原則として総務企画課長とし、総務企画課長が必要と認めた場合には、総務企画課の課長代理が入札等を執行することができる。ただし、組織規程第18条の規定により、総務企画部の所掌から除かれている契約の入札等執行者は、当該契約を担当する課の課長とする。
- 3 事務所における入札等執行者は、契約事務を担当する課長とする。
- 4 入札等を執行する場合は、原則として業務担当部署の長が入札等に立ち会うものとし、業務担当部署の長が必要と認めた場合には、当該入札の業務担当部署の社員のうち、当該工事の契約制限価格の作成に係る積算内容を熟知する者（以下「積算担当者」という。）にさせることができる。
- 5 入札等執行者は、契約細則第40条第3項の規定により再度の見積りを行うに当たり、見積金額と契約制限価格の乖離が大きい、見積者が真摯な見積りを行っていない等により、見積り合せを続けることが不適切と判断される場合には、当該手続を打ち切ることができる。
- 6 入札等を執行した場合には、入札（見積）状況調書（様式5）を作成しなければならない。ただし、契約細則第45条の規定に基づき契約書の作成を省略する場合であって、かつ第26条第2項の規定に基づき設計書の作成を省略するときは、入札（見積）状況調書（様式5）以外の書式をもって代えることができる。
- 7 第1項、第2項、第4項の規定により、契約審査課長、経理課長、総務企画課長又は業務担当部署の長が入札等の執行又は入札等の立会いをそれぞれ契約審査課の課長代理、経理課の課長代理、総務企画課の課長代理又は積算担当者に認めた場合であっても、契約審査課長、経理課長、総務企画課長又は業務担当部署の長は、その結果に対する責任を免れることはできない。

（落札者の決定方法）

- 第21条 契約責任者は、契約細則第27条の規定に基づき、工事について落札者を決定しようとするときは、原則として別に定める総合評価方式によることとし、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事については価格落札方式によることができる。
- 2 契約細則第27条第4項に規定し、同第34条において準用する入札事務に関係のない社員とは、契約担当部署及び業務担当部署に属しない社員とするものとする。
 - 3 契約責任者は、契約細則第27条第5項及びこれを準用する同第34条が規定する、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した工事の履行がなされないおそれがあると認められるときは、別に定めるところにより、低入札価格調査を行う

ものとする。

- 4 契約金額の約定方法を総価単価契約又は単価契約としているときは、落札決定後に、落札者から単価表を提出させるものとする。ただし、第19条の規定により入札時に単価表を提出させている場合はこの限りでないが、再度入札等を経て落札決定したため、当該単価表が落札金額の内訳を表さなくなったときは、当該落札金額に応じた単価表を提出させるものとする。
- 5 契約金額の約定方法を総価単価契約としているときは、前項により提出させた単価表に基づき、別に定めるところにより落札者と協議を行い、その内容について合意するものとする。

(政府調達協定対象の工事に係る特例)

第21条の2 特例細則第12条第1項に基づき、契約責任者は、一般競争入札に付した場合において落札者を決定したときは、落札者を決定した日の翌日から起算して7日以内に、落札者とされなかった入札者に対して、落札者を決定した旨の通知を落札者決定通知書(様式32)により行うものとする。ただし、この通知は開札に立ち会った者に対しては口頭で通知することをもって代えることができるものとする。

(他の要領への委任)

第22条 工事の競争契約において、電子入札の方法により落札者を決定しようとするときは、第8条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

第3章 随意契約の手続

第1節 随意契約の方法

(随意契約の方法)

第23条 契約責任者は、工事について随意契約を締結しようとする場合は、次の契約手続によるものとする。

一 見積競争

イ 契約の性質又は目的が競争契約に適さない場合で、第25条に規定する随意契約の実施基準に該当する特定の者が数者に限られ、それらの全てから見積書を徴取しようとするもの

ロ 契約制限価格が250万円以下のもの(少額契約)

二 特命契約

イ 契約の性質又は目的が競争契約及び前号の見積競争に適さない場合で、第25条に規定する随意契約の実施基準に該当する者が特定の1者以外に存在しないもの

ロ 契約制限価格が10万円以下のもの(少額契約)

- 2 見積競争(契約制限価格が250万円以下のものを除く。)及び特命契約(契約制限価

格が10万円以下のものを除く。)の方法により随意契約を締結する場合には、第25条に規定する随意契約の実施基準に照らして当該契約の見積者が特定されることを明らかにした随意契約理由書(様式6)を作成しなければならない。なお、契約制限価格が250万円を超える場合、別に定める委員会の審議に付さなければならない。

(他の要領への委任)

第24条 一般競争入札若しくは条件付一般競争入札に付しても落札者がないとき、又は再度の入札に付しても落札者がないとき(不落随意契約の相手方がないときを含む。)で、次条第1項第3号に該当するものとして見積競争により再発注する場合の手続は、第26条から第30条までの規定によるほか、別に定めるところによる。

2 災害復旧のための工事等を次条第3号に該当するものとして特命契約を締結する場合の手続は、第26条から第30条までの規定によるほか、別に定めるところによる。

3 250万円以下の見積競争及び特命契約の手続は、別に定めるところによる。

(随意契約の実施基準)

第25条 工事における契約細則第35条の2第1項に規定する随意契約の実施基準は、次の各号のとおりとする。

一 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事等で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき。

二 施工上の経験及び知識を特に必要とするとき又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき。

三 緊急に施工しなければならない工事等であって、競争に付する時間的余裕がないとき。

四 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、履行期間の短縮及び経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。

五 前工事に引続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減及び安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。

六 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮及び経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。

七 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。

八 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。

2 複数年にわたって継続的に実施する維持修繕作業を単年で契約している場合において、

当該業務の次回契約の相手方を、第1項第2号の規定に基づき、現行契約の相手方に特定しようとするときは、別に定めるところにより、現行契約の業務実施状況を評価して、次回契約の相手方としての適性を審査しなければならない。ただし、引き続き締結する特命契約の回数は1回に限るものとする。

- 3 前2項にかかわらず、1件あたりの公告時点の概算金額(税込)が政府調達協定基準額以上の工事に係る随意契約の実施基準は別に定めるところによる。

第2節 見積りの手続事務

(契約制限価格書)

第26条 契約制限価格書を作成する場合は、第15条の規定を準用する。

- 2 1件の設計金額が100万円以下であることが明確な工事を発注する場合は、契約責任者は、設計書の作成を省略することができるものとする。ただし、設計書の作成を省略した場合は、工事概要書及び概算設計金額の根拠となる資料を作成しなければならない。

(見積りの通知及び辞退)

第27条 契約細則第37条第1項の規定に基づく見積りの通知は、見積方通知書(様式7)により行うものとする。この場合、契約細則第37条に規定する見積者に対する指示書及びその他必要書類を添付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約細則第45条の規定に基づき契約書作成を省略する場合は、見積方通知書(様式7)以外の書式をもって代えることができるものとし、契約細則第37条第1項の規定に基づく見積り方通知は電送によることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、契約細則第45条の規定に基づき契約書作成を省略する場合は、契約細則第37条に規定する見積者に対する指示書の交付は省略できるが、見積に要する条件等は提示しなければならない。

- 4 共同企業体に見積り通知を行う場合には第14条第2項の規定を準用する。この場合、「指名通知」とあるのは「見積り方通知」と、「入札指名通知書」とあるのは「見積方通知書」と、「入札」とあるのは「見積り」と読み替える。

- 5 見積りを辞退しようとする者がある場合は、第3項の規定により見積者に対する指示書の交付を省略する場合を除き第17条の規定を準用する。この場合、「入札」とあるのは「見積り」と、「入札辞退書」とあるのは「見積り辞退書」と、「再度入札」とあるのは「再度見積り」と読み替える。

(見積書の徴収の特例)

第27条の1 前条第3項の規定により見積者に対する指示書の交付を省略する場合、契約細則第39条に定める見積書の徴収に際し準用すべき契約細則第21条、第23条第1項、同条第2項、第24条第1項、第25条第2項第2号及び同項第6号は、これを準用

しない。

- 2 見積書の提出は第18条の2を準用できるものとする。
- 3 契約細則第45条の規定に基づき契約書作成を省略する場合のうち第26条第2項に基づき設計書の作成を省略する場合は、見積書提出は電送によることができる。ただし、電送により見積書提出した者が契約の相手方となった場合は、速やかに見積書の正本を提出させなければならない。

(見積期間)

第28条 競争参加者に契約申込みのための見積をさせる期間については、第16条第1項の規定を準用する。

- 2 見積方通知、現場説明会及び見積書提出の日については、前項の期間に算入しない。

(郵便等による見積書の提出)

第28条の2 見積書の提出は第18条の2を準用できるものとする。

(単価表又は内訳書の提出)

第29条 契約責任者は、見積競争を行うに当たり必要と認めた場合には、見積書の提出時に単価表又は内訳書を提出させることができるものとする。

(見積り合せの日)

第29条の2 見積り合せの日は、第19条の2の規定を準用できるものとする。

(相手方の決定方法)

第30条 契約責任者は、契約細則第40条の規定に基づき、工事について随意契約の相手方を決定しようとするときは、価格落札方式によるものとする。

- 2 契約金額の約定方法を総価単価契約又は単価契約としているときは、契約の相手方として決定した後に、当該相手方から単価表を提出させるものとする。ただし、前条の規定により見積書の提出時に単価表を提出させている場合はこの限りでないが、複数回の見積りを経て契約の相手方を決定したため、当該単価表が契約の相手方を決定した金額の内訳を表さなくなったときは、当該決定金額に応じた単価表を提出させるものとする。
- 3 契約金額の約定方法を総価単価契約としているときは、前項により提出させた単価表に基づき、別に定めるところにより落札者と協議を行い、その内容について合意するものとする。

第4章 契約の締結

(契約締結決定通知等)

第31条 契約細則第42条の規定に基づく契約締結の決定通知は、契約締結決定通知書（様式8）により通知するものとする。

2 前項のうち、契約細則第45条の規定に基づき契約書作成を省略する場合、契約の相手方に対して行う契約締結の決定通知は省略できるものとする。

3 契約責任者は、1件あたりの公告時点の概算金額（税込）が政府調達協定基準額以上の工事について、一般競争入札に付し、落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、落札者を決定した旨の公示（標準例3）を官報により行うものとする。

（契約書の作成）

第32条 工事における契約細則第43条に規定する契約金額の約定方法は、総価契約、総価単価契約又は単価契約とする。

2 契約細則第44条の規定に基づく契約書の作成においては、原則として標準となるべき契約書（標準例4、以下「標準契約書」という。）を用いるものとする。ただし、契約責任者が工事の内容によっては標準契約書に基づく契約の履行が困難であると認めた場合には、標準契約書以外の契約書により契約締結することができるものとする。

3 前項ただし書により、標準契約書以外の、又は標準契約書を改変した契約書（以下「代替契約書」という。）を用いて契約締結する場合は、業務担当部署に当該工事の内容に対応した代替契約書の原案を作成させ、契約担当部署は手続開始前に審査しなければならない。

4 契約書は、袋とじに製本し、契約責任者及び契約の相手方が記名押印するものとする。

5 契約金額の約定方法を総価単価契約又は単価契約としているときは、単価表を契約書の一部として約定しておかなければならない。

（他の要領への委任）

第33条 電子契約の方法により契約書を作成しようとするときは、前条第4項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

（請負代金内訳書及び工程表）

第34条 契約金額の約定方法を総価契約としているときは、契約締結後に、契約の相手方から工事費内訳明細書を提出させるものとする。ただし、第19条又は第29条の規定により工事費内訳明細書を提出させている場合はこの限りでないが、再度入札等の手続を経て落札決定したため、当該単価表が契約金額の内訳を表さなくなったときは、当該契約金額に対応した工事費内訳明細書を提出させるものとする。

2 契約責任者は、契約締結後速やかに契約の相手方に工程表を提出させるものとする。

第5章 契約の履行

(代理人)

第34条の2 契約責任者は、締結した契約の適正な履行を確保するために必要と認める場合は、代理人を置いて、自らが有する当該契約上の権限の一部を当該代理人に行使させることができる。

2 契約責任者は、代理人を置いたときは、代理人の職名又は所属、氏名、代理権の範囲その他の必要事項を契約の相手方に明示しなければならない。

3 代理人は、契約責任者から付与された代理権の範囲で権限を行使しなければならない。

(指図書の交付)

第35条 維持修繕作業に係る請負契約については、代理人を置いて、必要が生じた都度、あらかじめ締結された単価等の契約条件に基づき、契約の相手方に対して指図書(様式9)を交付することにより契約を履行させるものとする。

(現場代理人等の届出)

第36条 契約責任者は、工事に係る請負契約を締結したときは、契約の相手方に建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の2第1項に規定する現場代理人、同法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者及び同法第26条の2に規定する専門技術者をそれぞれ選任させ、現場代理人・主任技術者(監理技術者)・専門技術者届(標準例1様式第9号)を提出させなければならない。

(承諾事項)

第37条 契約細則第48条の規定に基づき、契約書又はその付属書類において、契約責任者の承諾又は承認を要するものとして約定すべき事項及び申請書等の書面は、次に掲げるとおりとする。

- 一 契約によって生ずる債権及び債務の第三者への譲渡又は承継(様式10及び様式11)
- 二 契約の全部又は一部の履行の第三者への委任又は請負(様式12及び様式13)
- 三 契約代金の請求及び受領の第三者への委任
- 四 その他契約上特に必要と定めた事項

2 前項第1号の規定にかかわらず、契約の相手方が国の創設した融資制度を利用するために必要となる債権譲渡に係る承諾手続については、別に定めるところによる。

(検査等)

第38条 契約責任者は、工事(工事の一部が可分である場合の当該部分を含む。以下本条において同じ。)が完成した場合で、契約の相手方から工事しゅん功・一部しゅん功届(様式14)(以下本条において、「しゅん功届等」という。)の提出を受けたときは、検査責

任者に検査を依頼し、又は検査を行うものとする。

- 2 前項の検査の依頼については、しゅん功届等の写しをもって代えることができる。
- 3 契約責任者は、検査責任者から第 1 項の検査に合格した旨の通知を受けた場合又は検査に合格したと認めた場合は、契約の相手方に認定書又は工事出来形部分認定書(様式 15)を交付するものとする。
- 4 代理人は、維持修繕作業が完了した場合で、契約の相手方からの届出を受けたときは、別に定めるところにより検査を行い、合格したと認めた場合には、契約の相手方に認定書を交付するものとする。ただし、250万円以下の契約においては認定書による通知を省略し、検査の結果を口頭により契約の相手方へ通知するものとする。

(修正又は補完の請求)

第 39 条 契約細則第 55 条第 1 項の規定に基づく修正又は補完の請求は、修正(補完)請求書(様式 16)により行うものとする。

(受渡書)

第 40 条 契約責任者は、第 38 条第 3 項又は第 4 項の認定書の交付をした場合で、契約の目的物又はその成果品の受渡行為があったときは、契約細則第 56 条に規定する受渡書(様式 17)を受領しなければならない。

(かし担保期間)

第 41 条 契約細則第 57 条に規定するかし担保期間は、次に掲げるとおりとする。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 87 条第 1 項の適用を受ける契約(社員宿舎等の新築工事の請負契約)については、10 年
 - 二 前号に掲げるもののほか、木造の橋、建物その他構造物及び設備工事の工事目的物については、1 年
 - 三 舗装及びその基礎については、受渡しの日から 2 年をこえない範囲内で会社が指定した使用開始の日から 1 年
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、コンクリート、石、れんが、金属、モルタルその他これらに類する材料による工事目的物及びこれに該当しない土木工作物等並びに維持修繕作業については、2 年
 - 五 物品のうち、工事に使用する材料については 2 年
 - 六 前号以外の物品については 1 年
- 2 前項各号に掲げるもののほか、当該かしが契約の相手方の故意又は重大な過失により生じた場合のかし担保期間は、10 年とする。
 - 3 契約責任者は、成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品にかしがあることが発見されたときは、契約の相手方に対して相当の期間を定めて、かし修補請求書(様式 18)

により修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。これらの請求は、第38条第3項の認定書を交付した日から前2項に定める期間内に行わなければならない。

(支払請求)

第42条 契約責任者は、請求書の提出を受けた場合は、支払手続を行うものとする。

- 2 工事及び維持修繕作業における契約細則第58条第1項に規定する代価の支払の約定期間は、前払金及び部分払金については請求書を受理した日から起算して21日以内、その他の代価については請求書を受理した日から起算して40日以内とする。

(前金払)

第43条 契約細則第60条第1項に規定する前金払は、工事のうち、工期が60日以上で、かつ、請負代金額が500万円以上のものについて行うことができる。

- 2 前払金の額は、当該請負代金額の40パーセント以内とする。
- 3 契約責任者は、2年度以上にわたる工事に係る前金払を行おうとする場合は、年度ごとに行うことを約定しなければならない。この場合における前払金の額は当該年度の出来高予定額の40パーセント以内とする。
- 4 前項の規定により、年度ごとに前金払を行おうとする場合における契約細則第60条第2項の適用については、「履行期間」は「各年度における履行期間」とし、当該年度に支払われた前払金は、原則として当該年度内において償却するものとする。
- 5 前2項の規定は、履行期間が1年未満の施設工事については、適用しないものとする。

(部分払)

第44条 契約細則第61条に規定する部分払は、契約の相手方から提出された工事出来形部分検査願(様式19)に基づき工事出来形部分検査を行った後、契約の相手方から提出された支払請求書に基づいて行うものとする。

- 2 部分払を行う場合は、工事出来形部分に相応する金額の90パーセント以内とする。

第6章 契約の変更等

第1節 契約の変更

(変更手続の開始)

第45条 契約責任者は、既に締結した契約の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更契約の手続を行わなければならない。ただし、総価単価契約を採用しているときは、約定した項目及び単価に基づき履行を指示した後に、変更契約の手続を行うことができる。

(契約書等の変更)

第46条 契約細則第68条の規定に基づく契約書及びその附属書類(以下「契約書等」という。)の変更は、工事(維持)変更請負契約書(標準例5)により行うものとする。

2 前項の変更に伴い行う契約細則第42条の規定に基づく契約内容の変更の通知(様式20)は、第31条を準用するものとする。

(追加契約の程度)

第46条の2 工事について、契約細則第68条の規定に基づき追加契約を原契約の変更により処理する場合で、契約変更の累計額が当初の契約金額の30パーセントを超えるときは、現に契約しているものと分離して契約することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。ただし、1件あたりの公告時点の概算金額(税込)が政府調達協定基準額以上の工事について、契約変更の累計額が当初の契約金額の50%を超えるときは、別途の契約としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事務所の契約責任者は、契約細則別表2において契約を締結する権限を付与された上限額(以下「契約締結権限額」という。)を超えて契約の変更をする必要がある場合は、変更後の設計額が、契約締結権限額の125パーセント未満の場合に限り変更契約を締結することができるものとする。

3 発注後の災害応急復旧等やむを得ない場合で、変更後の設計額が契約締結権限額の125パーセント以上となる場合は、支社の契約責任者に協議しなければならない。

(契約金額の変更方法)

第47条 工事の契約における契約金額の変更方法は、第32条第1項に規定する約定方法ごとに、次の各号に掲げるところによる。

一 総価契約の場合にあつては、内訳明細書に記載のない項目が生じた場合又は内訳明細書によることが不適当な項目については、契約の相手方に見積書を提出させ、契約の相手方と協議のうえ決定するものとする。

二 総価単価契約の場合にあつては、単価表記載の単価に変更後の数量を乗じて変更後の契約金額を定めるものとする。ただし、施工条件が異なる場合、単価表に記載のない項目が生じた場合、数量の増減が設計図書で定めた基準を超える場合、その他単価表によることが不適当な場合は、当該単価について契約の相手方に見積書を提出させ、契約の相手方と協議のうえ当該単価を定めるものとする。

三 単価契約の場合にあつては、施工条件を変更する必要がある場合、単価表に記載のない項目が生じた場合その他単価表によることが不適当な場合は、当該単価について契約の相手方に見積書を提出させ、契約の相手方と協議のうえ当該単価を定めるものとする。

2 契約細則第69条の規定により見積書又は承諾書を契約の相手方から徴取する場合は、次の各号に掲げる書面によるものとする。

一 契約の相手方から見積書又は承諾書を徴取しようとするときは、総価契約の場合は工

事変更見積方通知書(様式21)により、総価単価契約及び単価契約の場合は新単価見積方通知書(様式22)又は変更単価見積方通知書(様式23)により行うものとする。

二 契約の相手方が見積書又は承諾書を提出しようとするときは、総価契約の場合は工事変更見積書又は工事変更承諾書により、総価単価契約及び単価契約の場合は新単価・変更単価見積書によるものとする。

3 標準契約書が定める賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更(スライド条項の適用)については、第45条から本条までの規定によるほか、別に定めるところによる。

(履行期限の変更通知等)

第48条 契約細則第70条第1項の規定に基づく履行期限の変更のうち、工事の変更及び一時中止に伴う履行期限の変更については、工期(維持期間)変更協議通知書(様式24)及び工期(維持期間)変更協議書(様式25)により協議するものとし、変更日数を決定したときは、工期(維持期間)の変更日数決定通知書(様式26)により通知するものとする。

2 契約細則第70条第1項の規定に基づく履行期限の変更のうち、工期、維持期間又は作業期間の短縮に伴う履行期限の変更については、工期(維持期間)短縮協議書(様式27)により協議するものとし、契約の相手方より工期(維持期間)変更同意書を徴取しなければならない。

3 契約細則第70条第2項の届出は、工期(維持期間)延長願によるものとし、変更日数を決定したときは、工期(維持期間)の変更日数決定通知書により通知するものとする。

4 契約責任者は、工事を一時中止しようとする場合は、工事(維持)一時中止通知書(様式28)により通知するものとする。

第2節 契約の解除

(契約解除の通知)

第49条 契約責任者は、契約を解除しようとする場合は、契約解除通知書(様式29)を内容証明郵便により契約の相手方に送付しなければならない。

第7章 雑則等

(遅延利息)

第50条 契約責任者は、契約細則第59条第1項に定める支払いの遅滞に係る遅延利息及び同条第3項に規定する検査の遅滞に係る遅延利息を支払う場合は、契約の相手方に遅延利息請求書を提出させなければならない。

(契約台帳)

第51条 契約責任者は、契約細則第72条の規定に基づき契約台帳(様式30)を整備し

なければならない。ただし、1件の契約金額が100万円を超えない契約については、これを特に軽微な契約として取り扱うことができる。

- 2 契約台帳は、会計情報システムに必要なデータを入力することにより作成するものとする。ただし、単価契約の場合その他会計情報システムに必要なデータを入力することができない場合については、様式30-2に必要なデータを記入することにより作成するものとする。

(苦情処理手続)

第52条 入札・契約の過程その他の契約事務に関し、競争参加者等からの説明請求又は苦情の申立てがあった場合は、競争参加資格を認めない理由等の説明請求に対する回答に準じて、適切に対応するものとする。

(入札談合情報対応)

第53条 工事の契約手続において、入札談合等不正行為に関する情報を得たときは、別に定めるところにより、入札等の中止、公正取引委員会への通報その他の対応を行うものとする。

(仲裁合意書の作成)

第54条 契約責任者は工事請負契約に関して受注者との間に紛争が生じた場合で、双方が建設業法に定める中央建設工事紛争審査会又は各都道府県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)において紛争を解決することに合意したときは、紛争の内容を明確にしたうえで、仲裁合意書(様式33)を作成することができる。ただし、紛争の内容により審査会に付すことが不適切であって裁判で争うべきと判断されるときはこの限りでない。

(関連要領の明示)

第55条 この要領の実施に当たって細目手続等を別に定めたときは、当該要領の名称、制定日、この要領中の根拠条文等を明示するため、関連要領台帳(様式31)を整備するものとする。

(文書保存期間)

第56条 契約事務において作成又は取得され、西日本高速道路株式会社文書管理細則(平成18年細則第4号)の適用を受ける文書の保存期間については、西日本高速道路株式会社文書管理要領(平成18年要領第36号)第20条の規定によるものとする。ただし、契約書の文書保存期間については、西日本高速道路株式会社経理事務細則(平成18年細則第8号)第6条によるものとする。

別表 工事請負契約標準指名基準（第 1 3 条関係）

様式 1	競争参加資格確認申請書（第 9 条関係）
様式 2	競争参加資格確認結果通知書（第 1 1 条関係）
様式 3	入札指名通知書（第 1 4 条関係）
様式 4	契約制限価格書（第 1 5 条関係）
様式 5	入札（見積）状況調書（第 2 0 条関係）
様式 6	随意契約理由書（第 2 3 条関係）
様式 7	見積方通知書（第 2 7 条関係）
様式 8	契約締結決定通知書（第 3 1 条関係）
様式 9	指図書（第 3 5 条関係）
様式 1 0	債権債務譲渡（承継）承諾願（第 3 7 条関係）
様式 1 1	債権債務譲渡（承継）承諾書（第 3 7 条関係）
様式 1 2	履行委任承諾願（第 3 7 条関係）
様式 1 3	履行委任承諾書（第 3 7 条関係）
様式 1 4	工事しゅん功・一部しゅん功届（第 3 8 条関係）
様式 1 5 - 1	認定書（第 3 8 条関係）
様式 1 5 - 2	工事出来形部分認定書（第 3 8 条関係）
様式 1 6	修正（補完）請求書（第 3 9 条関係）
様式 1 7	受渡書（第 4 0 条関係）
様式 1 8	かし修補請求書（第 4 1 条関係）
様式 1 9	工事出来形部分検査願（第 4 4 条関係）
様式 2 0	変更契約決定通知書（第 4 6 条関係）
様式 2 1	工事変更見積方通知書（第 4 7 条関係）
様式 2 2	新単価見積方通知書（第 4 7 条関係）
様式 2 3	変更単価見積方通知書（第 4 7 条関係）
様式 2 4	工期（維持期間）変更協議通知書（第 4 8 条関係）
様式 2 5	工期（維持期間）変更協議書（第 4 8 条関係）
様式 2 6	工期（維持期間）の変更日数決定通知書（第 4 8 条関係）
様式 2 7	工期（維持期間）短縮協議書（第 4 8 条関係）
様式 2 8	工事（維持）一時中止通知書（第 4 8 条関係）
様式 2 9	契約解除通知書（第 4 9 条関係）
様式 3 0	契約台帳（第 5 1 条関係）
様式 3 1	関連要領台帳（第 5 5 条関係）
様式 3 2	落札者決定通知書（第 2 1 条の 2 関係）
様式 3 3	仲裁合意書（第 5 4 条関係）
標準例 1	入札者に対する指示書（第 8 条関係）
標準例 2	削除
標準例 3	落札決定の官報公示（第 3 1 条関係）
標準例 4	標準契約書（第 3 2 条関係）
標準例 5	変更契約書例（第 4 6 条関係）